

令和3年3月

# 藤沢市農業委員会総会

日時：令和3年3月25日（木）午後2時35分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和3年3月25日(木)、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 4 番	漆 原 豊 彦
2 番	三 上 健 一		
3 番	井 出 茂 康		
4 番	齋 藤 義 治		
5 番	小 林 正 幸		
6 番	飯 田 芳 一		
7 番	上 田 洋 子		
8 番	加 藤 義 一		
9 番	田 代 恵美子		
1 0 番	吉 原 豊		
1 1 番	山 口 貞 雄		
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		

欠席委員は、次のとおり

番		番	
---	--	---	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主 幹	草 柳 真 治	主 幹 補 佐	福 岡 信 二
上級主査	伊 藤 洋 一				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 87号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 88号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 89号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 4 報告第 22号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 5 議案第 90号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第 91号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 7 議案第 92号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 日程第 8 報告第 23号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について
- 日程第 9 議案第 93号 藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

開会 午後2時35分

事務局（嶋田勝弘事務局長） 大変お待たせしました。定刻を過ぎてしまいましたけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員の総数14名、出席委員数14名でございます。出席委員が委員総数の過半数を満たすため、本総会は成立していることを報告いたします。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

緊急事態宣言も21日に解除されましたが、今回も、先月同様に農業委員だけの総会ということで開催をしたいと思います。

コロナウイルスのリバウンドが叫ばれておりまして、まだまだ先が見えない状態でございます。

そんな中で、先日の『全国農業新聞』に大変興味深いものがありました。総会のときも、時々話題になりますが、「有機栽培」について、法律相談がされておりました。

内容は、農薬を散布したことで、有機栽培の農産物が売れなくなってしまったと。こういうときに、その散布をした農家に損害賠償を請求できるかどうかということですが、例えば皆様方の畑の隣に有機栽培の方が来られて、慣行農業をやっている方が農薬の散布をしたら、隣の有機栽培の作物に農薬がかかってしまって、その有機栽培をしている人から、調べたら農薬がかかっていて有機栽培ではないから売れなくなってしまったと。

そのときに、知らないで農薬をかけてしまった人に対して損害賠償を請求できるかどうかということですが、皆様方はどう思いますか、損害賠償を請求できるとは思いますか、できないと思いますか。

13番（西山弘行委員） その逆もあるのではないですか。農薬をかけなかったことによって、自分のところの野菜がだめになったということも……。

議長（齋藤義治委員） それもありますけれども、今回のこれは、農薬がかかってしまったので野菜が売れなくなってしまったということですが、そのときに損害賠償を請求されたら、裁判所はどのような判断をすると思いますか。

これは、既に判例があるそうですが、農薬を散布するときには、その農薬が、風が吹くなどした場合には飛ぶであろうと予見されることから、その防除対策をしなかったとして、農薬を散布した人に責任があるということで損害賠償の対象になってしまうということでございます。

先月も、有機栽培でいろいろお話がありましたけれども、そういう方が隣に来られると、こういう問題がこれから出てくるのではないかということは、ちょっと危惧しております。

ですけれども、現在の法律ではそのようになってしまいます。

先ほどちょっと話があったのですが、例えば隣が有機栽培で草ぼうぼうで草の種が飛んでくるとか、あるいは病気が蔓延した場合、隣の人に損害賠償の請求ができるのではないかと言うのですが、これは、逆にできないらしいです。

草の種がどこから来たのか、それは証明できないらしいです。病気というのは、どういうウイルスが飛んでくるのか、どういう虫がどこから飛んでくるのか場所がわからないですから、隣の人が、それを発生させているとは証明できないということで、現在ではそのようなことになっているようでございます。

この辺も、利用権の設定で有機栽培をやりたいという方がおられたときに、これからの一つの指針になるのではないかと思いますので、その辺もよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、ただいまから3月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

なお、コロナの影響に配慮しまして、スムーズな議事進行に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開とすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、2番の三上健一委員と3番の井出茂康委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、81a。耕作面積、85a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤字北原。地番、記載のとおり。地目、畑。地積、5.30㎡。権利の種類は、売買による所有権移転です。申請理由、譲受人が、区画整理に伴い、譲渡人所有の農地が譲受人所有の農地に一部残っており、これを整理するため。譲渡人は、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、101a。耕作面積、67a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤字山崎。地番は記載のとおりです。地目は、1筆を除き全て畑、1筆が山林現況畑となっております。地積が、1,026㎡、956㎡、1,214㎡、1,314㎡、985㎡、合計5筆で5,495㎡。権利の種類、贈与による所有権移転です。申請理由は、譲受人が、農業経営効率化のため。譲渡人

が、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

5番、小林委員。

5番（小林正幸委員） 本件の申請地につきましては、市道亀井野・二本松線にある「遠藤田方」交差点から北に約350mの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、露地野菜の生産・販売を中心に農業経営を行っております。

申請地につきましては、区画整理の際に譲渡人の所有農地が譲受人の所有農地内に一部残っており、これを整理するために、売買による所有権移転を行うものです。

申請地については、今後も継続して譲受人がダイコン・白菜を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — —  
—

ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

5番、小林委員。

5番（小林正幸委員） 本件の申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「遠藤山崎」交差点から北に約100mから210mの土地、計5か所になります。

資料は3ページをお開きください。

地区協におきまして、譲渡人と面談いたしました。





転用、最大盛土が1.83mとなっております。使用貸借権設定で、田から畑への造成工事です。期間が令和3年5月10日から令和3年12月9日まで。農地種別は、農用地区域内農地になります。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、15a。耕作者は、同左人です。当該農地、用田字中根松。地番、記載のとおりです。地目が、畑。地積、516㎡。内容は、賃借権設定で、資材置場になります。農用地区域除外が、昭和48年1月10日。農地種別は、第3種農地になります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「道庵橋」から南に約480mの土地になります。

資料は7ページをお開きください。

先月の総会にて農地法第3条の許可が出て、所有権を移転した譲渡人が、当初の営農計画どおり田を畑に変更するに当たり、盛り土の量が多く規模が大きいため、農地法第5条の許可申請を行ったものです。

本申請地は、農振農用地で、本来は農地転用はできませんが、転用内容が田から畑への造成工事という一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

また、譲受人は譲渡人の要望により、一時的に申請地を借受け、造成工事を行い、工事完了後に畑として譲渡人に引き渡すものです。

譲渡人は、畑に変更後、露地野菜の作付けを行う計画です。

申請地は、東側が道路、北側が道水路、南側が水路、西側が田になっております。

東側の道路を除き、隣接地との境界は0.5mの離隔をとり、地上高0.55mの鋼板を設置し、29度の勾配で盛土をします。

盛土の高さは、最大で約1.83mで、東側の車道から0.2mに高さを合わせるものです。

工事期間は、5月10日から12月9日で長期間を見込んでおりますが、これは、田に水が入る時期を考慮し、その間は工事を見合わせるためです。

なお、盛土の規模が大きいこと、東側の車道部分の端に盛土が必要となることから、市の開発業務課及び道路管理課に申請を行っていることを確認しております。

地区協においては、譲受人及び譲渡人と面談し、周辺の農地及び水路に十分配慮することなどについて指導しました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —  
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

7番、上田委員。

7番（上田洋子委員） 本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「道庵橋」から東に約300mの土地になります。

資料は11ページをお開きください。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設に隙間なく囲まれており、一団の農地の面積が当該地区の下限面積を満たしていないため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、綾瀬市において土木建築業を営んでおり、事務所前及び申請地の隣地に資材置場を賃借していますが、事業規模拡大に伴い、現在の事務所前の置場を作業場に変更する必要があるため、そこに置かれていたものを移すため置場が必要となり、適地を探していたとのことで、隣地と一体で利用できる本申請箇所を適地と判断したとのことです。

申請地の周辺に農地はなく、東側及び南側が宅地、北側が資材置場造成中、西側が譲受人使用の資材置場で、東北側宅地との境界には地上高40cmから60cmの矢板を新設し、土砂等の流出を防ぎます。

それ以外の自己使用の置場を除く境界には、地上高6cmから1m程度のブロックフェンス、または矢板が既設であるため、特に被害防除を新設しません。

敷地内は砂利敷きとし、雨水については敷地内浸透処理とします。

地区協において、譲受人の代理人と面談し、近隣の住宅等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —  
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第88号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第88号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第89号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

なお、本議案番号2については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案番号2について、事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） それでは、日程第3、議案第89号「農業経営基盤強

化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、番号2から説明をさせていただきます。

番号2は、藤沢市において新たに農業を開始する法人で、資料は13ページからとなります。

こちらの農地につきましては、3年間の利用権設定の期間中、各年の12月から4月の間のみ利用権設定を行うもので、当該地ではキャベツを栽培する予定となっております。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、法人の代表者と面談を行い、就農計画等について確認をしております。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、現地確認を行い、特段問題はありませんでした。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号2について、意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第89号、番号2について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第89号、番号2について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（退席委員 入室）

議長（齋藤義治委員） 続きまして、本議案番号11については、農業委員等の案件になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案番号11について、事務局の説明を求めま



番号5及び番号7は、打戻を中心に30aを耕作する方の更新借受分。

番号6は、打戻を中心に611aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では花苗を作付けしていく予定となっております。

番号8は、このたび藤沢市において新たに農業を開始する法人で、資料は15ページからとなります。当該地では芝を作付けしていくとのこと。

2月の御所見・遠藤の地区協議会におきまして、法人の対象者と面談を行い、就農計画等について確認をしております。

番号9及び番号14は、長後で26aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、ワイン用のブドウを栽培していく予定となっております。

番号10は、西俣野を中心に101aを耕作する方の更新借受分。

番号12は、西俣野を中心に139aを耕作する方の更新借受分。

番号13は、大庭で25aを耕作する方の更新借受分。

番号15は、大庭を中心に84aを耕作する方の更新借受分となります。

なお、利用権設定等を行う農地につきましては、いずれも現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1、番号3から番号10及び番号12から番号15について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第89号、番号1、番号3から番号10及び番号12から番号15について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第89号、番号1、番号3から番号10及び番号12から番号15について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、報告第22号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） それでは、日程第4、報告第22号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号1から番号6は、借主の法人が破産をしたため、利用権を合意解約する旨の通知を受けたもので、今後の借受け先につきましては、この後の日程第5、議案第90号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」に上程をされております。

番号7から番号9は、借主の都合により、利用権を合意解約する旨の通知を受けたものでございます。

説明は以上になります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

井出委員。

3番（井出茂康委員） この破産した法人の、合意解約ができていないところは、あとのどのくらい残っているんですか。

議長（齋藤義治委員） 福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 解約の届出は、大方事務局に提出いただいて、それを受けて新規の契約も、今順番に手続きを行っているところですが、2人の未提出の地権者様がおいでになるような状況になっておりまして、破産管財人の話では、恐らくですけれども、その方々につきましては、農地の現状回復をするのは難しいのですが、解約届を受けて農地をお返しして、今回はそれで終わり、その次の新規の設定までは進まないような見込みということで聞いております。

3番（井出茂康委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） この破産した会社は、賃借権を設定していたということですが

が、賃借料の支払いはどうなっていたのでしょうか。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） そちらも破産管財人に確認をしております、これは幸いですが、更新時に賃料は全て先払いをしていたようで、そこは大丈夫だということで話を伺っています。

議長（齋藤義治委員） はい。

他に何かございませんか。

山口委員。

11番（山口貞雄委員） 今の話の破産した法人ですけれども、将来的に名前を変えらるか、業種名を変えて借りるという可能性は考えられませんか。

議長（齋藤義治委員） その辺はどうでしょうか。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） すごく難しいのですが、そこは行政も、農業委員会もそうですけれども、どういった経営方針なのか、事前にしっかりチェックをするなど、この法人につきましては、これまでの経緯もあるので、同じ代表者ということはないでしょうけれども、構成員、社員の方を含めて、その法人の経営計画によって農地が適正に管理され生産性を上げることができるかどうか、そこは農業水産課と一緒に必ず確認をするようにいたします。

議長（齋藤義治委員） チェックをしていただくということで、よろしいですか。

11番（山口貞雄委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） 他にございませんか。

— — — — —  
— — — — —  
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第22号を終了いたします。次に移ります。

日程第5、議案第90号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。



事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第5、議案第90号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構であります公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものでございます。

番号1は、宮原を中心に46aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではキャベツを作付けしていく予定となっております。

番号2から番号7は、用田を中心に308aを耕作する方の新規借受分で、当該地においてはトウモロコシなどを作付けする予定となっております。

番号8は、藤沢市において新たに農業経営を開始する方の新規借受分で、資料は18ページからとなっております。

この方は、もともと長野県で110aを借受けて耕作をされていましたが、そちらは全て解約しているため、議案書の耕作面積は0aとなっております。

なお、六会・長後の地区協議会におきまして、御本人と面談を行い、就農計画等について確認をしております。当該地においては、ハウレンソウなどを作付けする予定となっております。

農地中間管理事業を行う農地につきましては、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

—— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ————  
—— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ———— ————  
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第90号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第90号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第91号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明してまいります。

地区、六会・長後。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおりです。相続人、住所氏名、記載のとおりです。特例農地、湘南台七丁目。地番は記載のとおり。地目は、9筆ありまして、そのうち4筆が畑、2筆が宅地現況畑、3筆が山林現況畑となっております。地積は、823㎡ほか8筆、合計で4,114.72㎡。区域区分については、全て生産緑地となっております。相続開始年月日、令和2年9月7日。経営面積、4,740㎡。現地確認日は、令和3年3月11日です。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

6番、飯田委員。

6番（飯田芳一委員） 本件につきましては、令和3年3月11日に、相続人、地区委員の佐川委員と事務局の森さんで現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、湘南台七丁目の農地は、ホウレンソウやネギ等の栽培中及びクリ、ミカンなどの果樹の栽培が行われており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

西山委員。

13番（西山弘行委員） この場所は、そのまま生産緑地を続けるという解釈でいいですか。

議長（齋藤義治委員） 伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） 特段、生産緑地に関して解除の動きというか、その前段階の手続き等は出ておりませんので、現段階ではそのまま続くと見ていいかと思います。

13番（西山弘行委員） 一回解除して、またもう一回となると、年数的なものはどうなるんですかね。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） たしか平成4年に最初の指定がありまして、それが30年で、今度満期を迎えると思います。それで、引き続き生産緑地を続ける、特定生産緑地に移行する場合には、そこから10年ということになりますけれども、まだ全然生産緑地でないものを生産緑地にしたいという話になった場合には、10年ではなくてあくまでも30年ということになります。

13番（西山弘行委員） それでは、この場合は継続ということですか。

事務局（草柳真治主幹） こちらにつきましては、今現在、生産緑地であるところですので、指定したときが平成何年であったのか、そこまでは、今わからないのですが、納税猶予を受けるということであれば、終身で営農していかないと納税猶予は受けられないことになりますので、当然特定生産緑地への移行を考えているのではないかと思います。

13番（西山弘行委員） 納税猶予というのは終身でしたか。

事務局（草柳真治主幹） 平成21年以降は終身です。それ以前の場合には20年というのがありましたけれども、ただ、その20年の時代であったとしても、生産緑地をお持ちの方については、たしか終身という形になっていたと思います。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

13番（西山弘行委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 他にございませんか。

-----  
-----  
-----

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第91号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第91号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、議案第92号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、説明をまいります。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおりです。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和2年9月14日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおりです。買取り申出をする土地、西富字西原。地番は、記載のとおり3筆です。地目は、全て畑。地積は、938㎡、942㎡、40㎡の合計3筆で1,920㎡です。

本申請について、申出人及び地区の委員に状況確認をしたところ、申出人は会社員であり、その家族も家庭菜園程度の農業従事のみとのことで、現地確認の際に、草刈り等はできていることを確認しましたが、作付けはほぼなく、買取り申出事由の生じた者が主たる従事者であったものと判断し、上程するものです。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第92号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第92号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、報告第23号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」、説明をさせていただきます。

まず、17ページから19ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」となります。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が2件、合計で5件となっております。

続きまして、20ページから21ページが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」となります。

六会・長後地区が3件、藤鶴・村岡・明治地区が6件、合計9件となっております。

続いて、22ページが「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」となります。

六会・長後地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が3件、合計で4件となって

おります。

説明は以上です。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第23号を終了いたします。次に移ります。

日程第9、議案第93号「藤沢市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の改正について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 議案書の23ページに、「藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）」を載せてございます。

昨年の12月に改正案をお示しさせていただいた後、2月に市議会の建設経済常任委員会に報告をさせていただきました。

そして、12月にお示した改正案から変更したところとしましては、24ページ、25ページ、26ページにありますそれぞれの「目標」の中段に「現状」とありますけれども、12月の段階では「令和2年9月」の暫定値ということで記載をしておりましたが、こちらを「令和3年1月」に改めて数値を記載してございます。

それに伴いまして、一部文言を修正いたしましたが、内容についての変更点はございません。

本日、こちらを御承認いただきましたら、決定をしまして、今後、農業委員会のホームページで公表していきたいと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かありましたら、お願いをいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第93号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第93号について、承認することに決定をいたします。

以上、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等がございますか。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 事務局から、何点か事務連絡をさせていただきます。

1点目は、お手元の資料で「令和3年度 地区協議会・総会日程表（予定）」を御覧ください。

これは、あくまでも予定ですが、来月（4月）以降の地区協、総会の日程になっております。

来年度も、六会・長後地区協議会、その後、御所見・遠藤地区協議会、総会の日には藤鶴・村岡・明治地区協議会、総会は基本25日ということで予定を組みさせていただきました。

総会の会場は、基本的に本庁舎の5階になりますが、5月と6月だけ、こちらの予約がとれなかったため、5月の総会（5月25日）は、市民会館でやらせていただければと思います。市民会館の建て替え工事の方針は決まりましたけれども、まだ着手できていない段階でして、会場は使えますので、市民会館の第二展示集会ホールでやらせていただきます。その前の藤鶴・村岡・明治地区協議会も、市民会館の第三会議室になりますので、お間違えのないようお願いいたします。

翌月の6月ですが、今度は商工会館ミナパークの6階多目的ホールで総会を行いまして、その前の藤鶴・村岡・明治地区協議会は、同じく商工会館ミナパークの506会議室で行わせていただきます。

一応、このスケジュールでやらさせていただきますので、あらかじめ日程調整をよろしくお願いいたします。

なお、来月4月の総会ですけれども、今月は規模縮小で総会をやらさせていただきましたが、緊急事態宣言も解除されて、来月からは推進委員さんを含めて25名のフルメンバーでやらさせていただければと考えていますので、よろしくお願いいたします。

もう一点は、令和4年度の予算や施策の要望に関して、先に税制改正の要望だけ、先週の19日に締め切らせていただきましたけれども、委員さんからご意見を1件いただきましたので、お手元に「別紙2」としてお配りしておりますが、横長の紙で、タイトルが「令和4年度税制改正要望」と書かれている資料になります。御確認ください。

要望内容を読み上げさせていただきます。

「税目」としましては、「相続税・贈与税関係」となっておりまして、意見を2ついただきました。

1点目、①として「納税猶予の適用対象地として、植木を販売目的で販売するまでの間、一時的に仮植えをしておく土地についても、納税猶予の適用対象地として認めてほしい。」という要望になります。

もう一点、②として「納税猶予の適用対象地の判断基準を統一化してほしい。」ということで、話にはよく出るのですが、圃場内のコンクリートの通路部分、あるいはハウスの基礎部分などの適用対象地としての判断が、管轄する税務署等によって基準が異なる傾向があるということで、この辺の判断基準を統一してほしいという要望をいただいております。

以上の2点を税制改正要望として、藤沢市農業委員会から県の農業会議への提出を考えておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。

— — — — —  
— — — — —

事務局（福岡信二主幹補佐） ①につきましては、事務局でも、委員からご意見をいただいて、一応税務署のホームページを調べましたら、Q&Aで出ていまして、



苗木は農地として認められるけれども、ただ、出荷を待つような大きな、根っこを巻いてあるような、いわゆる仮植え部分の土地については、農地としては認められないというような見解があるようですね。

議長（齋藤義治委員） 苗木も成木も同じ売り物ですよ。

3番（井出茂康委員） それを、何メートル以上とかと言われるので、そうなる、結構大変なことになる植木屋さんもいらっしゃる、そこら辺は農地として認めてもらいたいということで、今回、ここで提案をさせていただきました。

事務局（福岡信二主幹補佐） 以上ですけれども、もしよろしければ、税制改正要望として藤沢市農業委員会から提出をさせていただければと思います。

あわせて、令和4年度の施策と予算についての要望・御意見を、本日（3月25日）までということでお話をさせていただいておりましたけれども、スケジュール的にまだ余裕がありますので、今月いっぱいまでお待ちしますので、事務局まで御意見をいただければと思います。

最後に一点、地区協で一部御説明はさせていただいていますけれども、農業委員会の親睦会の会費徴収につきまして、委員の改選後、昨年8月から年内の12月まで、地区協で一人5,000円を親睦会費として集めさせていただきましたけれども、年明けの1月から3月までは徴収しないということで御案内をしていましたが、ここでコロナに係る緊急事態宣言は解除されましたけれども、まだ、研修会や親睦会を開催するめどが立てにくい状況になっておりますので、4月以降も当分の間、親睦会費の徴収は停止する形とさせていただければと思います。開始するときには、また御案内いたしますけれども、4月以降の地区協でも親睦会費の徴収はしませんので、よろしくお願ひします。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） ほかにございませんか。

事務局（草柳真治主幹） 総会終了後に報告事項がありますので、お残りいただくようお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、以上をもちまして3月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3 時 4 2 分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)